

西宮市地域のつどい場推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域福祉計画の基本理念に沿い、地域福祉を推進するために、個人の自宅を活用した集まりや自治会域での交流の場など、住民が気軽に立ち寄って集まることができるつどい場作りの促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は市とし、社会福祉法人西宮市社会福祉協議会に委託して実施する。

(事業内容)

第3条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) つどい場づくりの推進に関する広報・啓発や企画運営
- (2) つどい場の開設や運営に関する相談・支援活動

(地域での福祉活動との連携)

第4条 この事業の実施にあたっては、概ね小学校区で小地域福祉活動を展開している西宮市社会福祉協議会の地区への理解促進を図るなど、地域団体との連携が図られるよう努めるものとする。

(細則)

第5条 この要綱に定めるもののほか実施に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。